

第二次印西市自転車安全 総合推進計画



印西市マスコットキャラクター
インザイ君

印 西 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の策定と目的	1
2 対象区域・計画期間	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の推進体制	1

第2章 自転車利用の現状及び環境

1 自転車の保有台数及び交通手段としての分担率	2
2 自転車駐車場の設置状況	3
3 有料自転車駐車場の利用状況	4
4 放置自転車の状況	5
5 自転車歩行者専用道路等の状況	6
6 自転車の安全・安心利用に関するアンケート結果	7

第3章 交通事故の発生状況

1 千葉県交通事故の推移	11
2 本市交通事故の推移	12
3 本市交通事故の現状	13

第4章 前計画目標の検証及び指標の設定

1 前計画目標の検証	15
2 指標の設定	16

第5章 自転車安全・安心利用の促進に関する施策

1 自転車安全利用教育の推進	18
2 交通ルール・マナーの向上及び自転車の整備・点検の啓発	19
3 自転車損害保険等への加入促進	20
4 自転車乗車用ヘルメットの着用促進	22
5 悪質危険な自転車運転者に対する交通指導に向けた警察との連携の強化	23
6 自転車走行環境の向上	23
7 放置自転車対策	23

資料1 印西市自転車の安全・安心利用に関する条例

資料2 印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の策定と目的

自転車は、子供から高齢者まで誰でも日常利用できる移動手段であり、健康づくりや環境にやさしいなど様々なメリットがあります。

しかしながら、一方では、走行マナーの悪さや放置自転車等の問題も常に抱えています。

印西市では、平成25年4月から施行された印西市自転車の安全・安心利用に関する条例に基づき、平成26年3月に「印西市自転車安全総合推進計画」を策定、平成28年4月には同条例を改正し、自転車安全教育、自転車の交通ルールについての広報啓発、自転車保険への加入、ヘルメットの着用の促進等について取り組んできました。

「第二次印西市自転車安全総合推進計画」では、前計画の検証を踏まえ、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するとともに、引き続き自転車の交通安全確保に寄与することを目的とします。

2 対象区域・計画期間

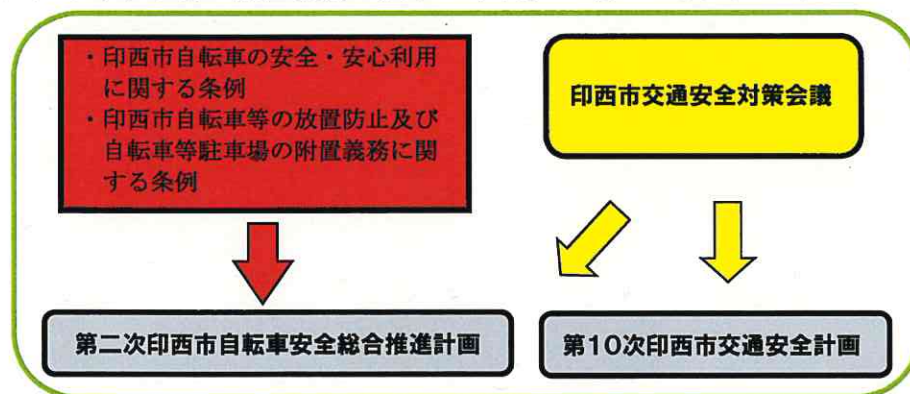
(1) 対象区域 市内全域とします。

(2) 計画期間 2019年度から2023年度までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

印西市自転車の安全・安心利用に関する条例第11条では、「市は自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画を定める」としています。

また、自転車等の放置防止等について定めた「印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例」を踏まえ本計画を策定します。



4 計画の推進体制

本計画における自転車安全・安心利用の促進に関する施策の実施に際しては、市や警察をはじめ、関係機関、事業者等（以下、「関係機関等」という。）が連携協力して事業を展開していきます。

また、計画目標達成のため印西市交通安全対策会議において進捗状況の報告を行い進行管理を図っていきます。

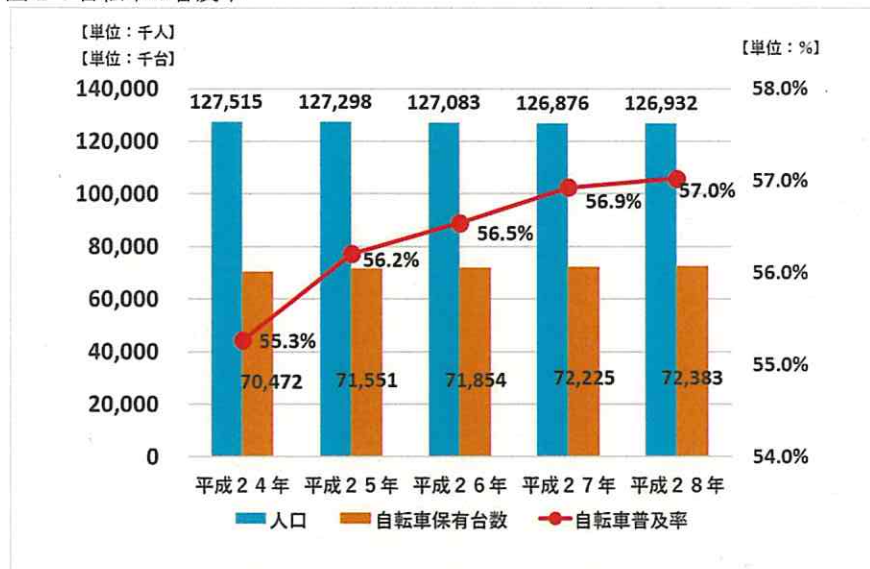
第2章 自転車利用の現状及び環境

1 自転車の保有台数及び交通手段としての分担率

国内の自転車の保有台数は年々増加しており、平成24年から平成28年の過去5か年のデータの推移を見ますと人口に対する普及率は約6割となっています。

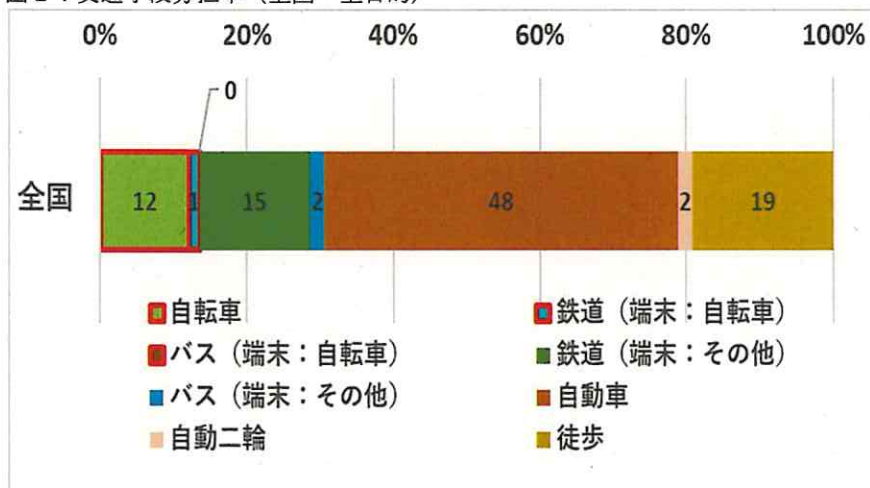
また、自転車は、自動車、徒歩、鉄道に次いで4番目と交通手段となっており、全国の自転車関連の交通手段分担率は全体の約13%となっています。

図1：自転車の普及率



出典：（一財）自転車産業振興協会による調査及び総務省住民基本台帳に基づく人口人口動態及び世帯数調査

図2：交通手段分担率（全国・全目的）



出典：平成27年全国都市交通特性調査（国土交通省）

2 自転車駐車場の設置状況

市内各駅の自転車駐車場は、木下駅、小林駅、千葉ニュータウン中央駅、印西牧の原駅の北口、南口にそれぞれ1箇所と印旛日本医大駅に1箇所の合計9箇所あり木下駅南口、小林駅北口、印旛日本医大駅前第一自転車駐車場を除く6箇所が有料自転車駐車場となっています。

表1：自転車駐車場の設置状況

名称	所在地	料金	収容能力(台)		
			自転車	原付等	合計
木下駅北口自転車駐車場	印西市木下 1635-7	有料	635	85	720
木下駅南口自転車駐車場	印西市木下 1629-4	無料	区分なし		300
小林駅北口自転車駐車場	印西市小林北 2-6-13、17	無料	区分なし		195
小林駅南口自転車駐車場	印西市小林 645-5	有料	562	60	622
千葉NT中央駅北口自転車駐車場	印西市中心北 2-1-1	有料	2,895	126	3,021
千葉NT中央駅南口自転車駐車場	印西市中心南 1-436-1	有料	1,555	48	1,603
印西牧の原駅北口自転車駐車場	印西市牧の原 1-2	有料	1,692	88	1,780
印西牧の原駅南口自転車駐車場	印西市原 1-1-1	有料	1,658	88	1,746
印旛日本医大駅前第一自転車駐車場	印西市舞姫 3-1-2	無料	区分なし		180



千葉ニュータウン中央駅南口自転車駐車場

3 有料自転車駐車場の利用状況

過去5年間の定期使用契約台数の推移を見ると年々減少傾向にあります。
平成29年度においては、6箇所のうち4箇所で前年度より契約台数が減少しているものの印西牧の原駅北口、南口ではやや増加しています。

表2：自転車駐車場 定期使用契約台数（単位：台）及び平成29年度の契約率

自転車駐車場名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度 契約率（%）
木下駅北口	259	226	201	181	166	26.1
小林駅南口	283	297	291	252	225	40.0
千葉ニュータウン中央駅北口	2,437	2,357	2,277	2,175	2,129	73.5
千葉ニュータウン中央駅南口	1,593	1,544	1,478	1,434	1,366	87.8
印西牧の原駅北口	1,161	1,190	1,134	1,139	1,182	69.9
印西牧の原駅南口	747	756	769	722	726	43.8
合 計	6,480	6,370	6,150	5,903	5,794	64.4

過去5年間の一時使用台数の推移を見ると平成28年度までは、減少傾向にありましたが、平成29年度は前年度と比較して増加しており、木下駅北口、千葉ニュータウン中央駅北口、南口、印西牧の原南口での使用台数が増加しています。

表3：自転車駐車場 一時使用台数（単位：台）

自転車駐車場名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
木下駅北口	2,915	2,807	2,986	3,035	3,201
小林駅南口	3,673	3,349	2,805	2,902	2,625
千葉ニュータウン中央駅北口	41,683	38,246	35,971	33,671	37,137
千葉ニュータウン中央駅南口	21,482	20,108	20,737	19,156	20,452
印西牧の原駅北口	8,119	9,723	9,271	10,361	9,774
印西牧の原駅南口	3,711	4,278	3,526	3,554	4,480
合 計	81,583	78,508	75,296	72,679	77,669



千葉ニュータウン中央駅北口自転車駐車場

4 放置自転車の状況

放置自転車について、平成26年度から平成29年度に撤去された放置自転車の推移を見ると年々減少傾向にあり全体の約70%は、千葉ニュータウン中央駅周辺で撤去されたものでした。

表4：平成26～平成29年度に撤去された市内の放置自転車数（単位：台）

撤去場所 年度	千葉ニュータウン 中央駅周辺	印西牧の原駅周辺	木下・小林 印旛日医大駅周辺 その他	合計
平成26年度	199	43	18	260
平成27年度	121	10	34	165
平成28年度	111	12	56	179
平成29年度	109	14	45	168

・ 放置について

自転車等が駐車を認められた場所以外の駅前広場等に置かれ、かつ、自転車等の利用者等が、当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

（印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例第2条第5項）

・ 放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置

市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域から自転車等駐車場その他放置禁止区域外の適切な場所に移動するよう命ずることができる。

市長は、自転車等の利用者等が前項の規定による措置にもかかわらず、該当自転車等が規則で定める時間を超えて放置されているときは、当該自転車等を撤去し、あらかじめ定めた場所に保管することができる。

（印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例第12条）

・ 放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置

市長は、放置禁止区域外の駅前広場等において自転車等が放置されていることにより、歩行者等の通行障害が生じていると認められるとき、災害時における緊急活動を妨げるおそれのあると認められるとき、当該自転車等の利用者に対し当該場所に自転車等を放置しないよう警告することができる。

市長は、前項の規定による措置を行ったにもかかわらず、当該場所において規則で定める期間を超えて、なお移動されることなく放置されている自転車等については、当該自転車等を撤去し、保管場所に保管することができる。

（印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例第13条）



撤去された放置自転車

5 自転車歩行者専用道路等の状況

市内の自転車の通行可能な歩道、自転車歩行者道路の総延長は、約52kmあります。

また、自転車道については、印旛沼周辺の県道406号八千代印旛栄自転車道線と利根川沿いの県道409号佐原我孫子自転車道線があり市内を通る総延長は、約13kmあります。

更に、千葉ニュータウン中央地区を中心に自転車歩行者専用道路が約20kmに渡り整備されており、印西牧の原地区においては、グリーンネットワークと呼ばれる車道と分離された自転車と歩行者の通行空間（総延長2.2km）が整備されています。

その他にも自転車利用者の多いイオン千葉ニュータウン店南側の道路（市道37-007号線）には、自転車の車道走行を促すため、約200mの自転車ナビライン（自転車走行指導帯）を設置、千葉ニュータウン中央南地区には、ニュータウン大橋の歩道に歩行者優先部分の色分けがなされる等、歩行者と自転車が安全に通行できるような対策が講じられています。



グリーンネットワーク



歩行者優先部分の色分け



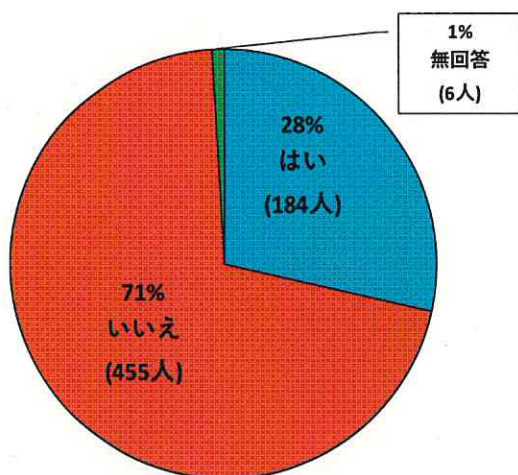
自転車走行指導帯

6 自転車の安全・安心利用に関するアンケート結果

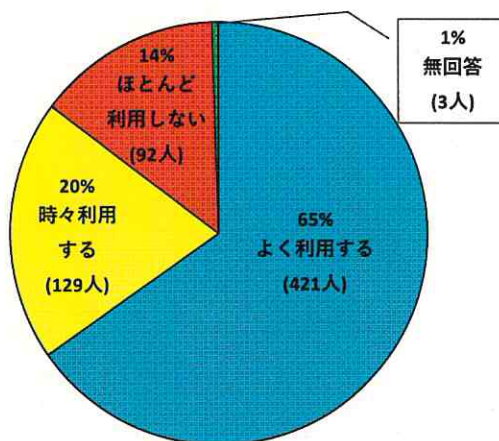
市では、自転車の安全な利用の促進に関する施策の資料とするため、アンケートを実施したところ、下記のような結果となりました。

1. 調査対象 市内の12歳以上18歳以下の方(645名)
2. 調査期間 平成30年10月2日～10月23日
3. 回収率 100%

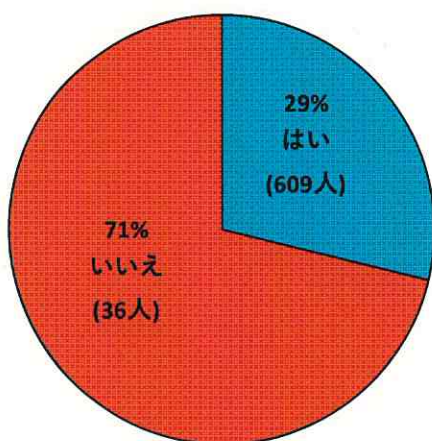
Q1. あなたは、自転車保険等への加入の促進、自転車乗車時のヘルメットの着用等について定めた、印西市自転車の安全・安心利用に関する条例を知っていますか？



Q2. あなたは、自転車を利用していますか？

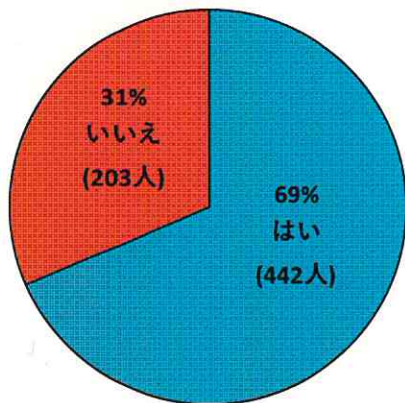


Q3. あなたは、自転車が車両であり、車道を走行しなければならないことを知っていますか？

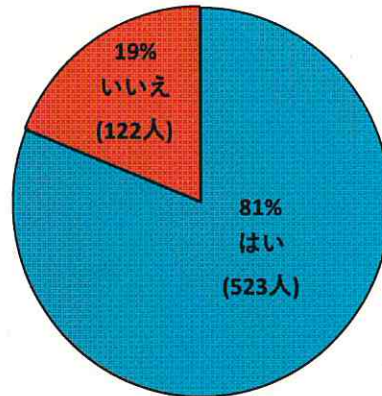


Q4. あなたは、「自転車に乗る時のルール」を守っていますか？(複数回答可)

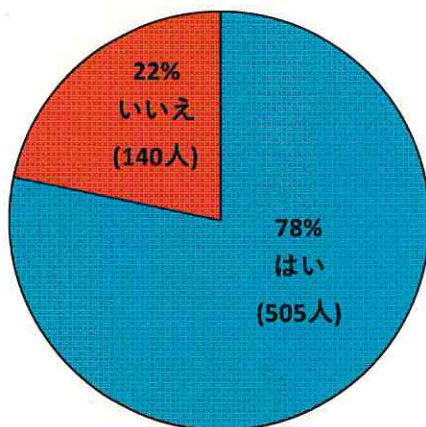
・車道の左側を走る



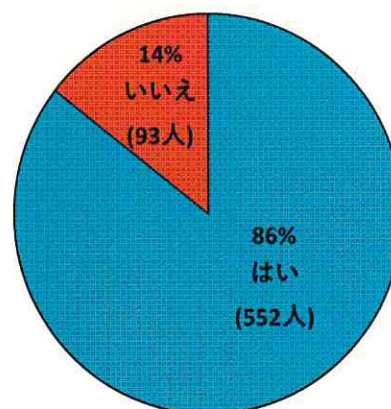
・歩いている人を優先する



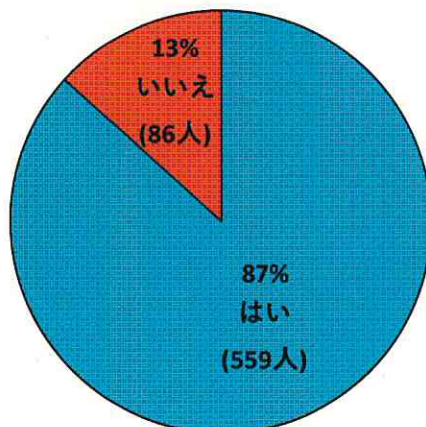
・ながら運転（スマホ利用等）はしない



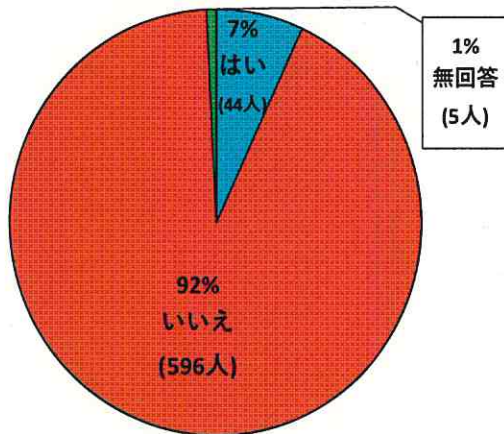
・交差点では安全運転をする



・夕方からライトをつける



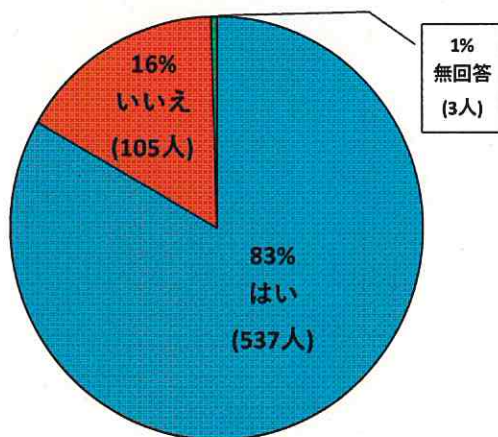
Q5. あなたは、普段自転車に乗る時にヘルメットを着用していますか？



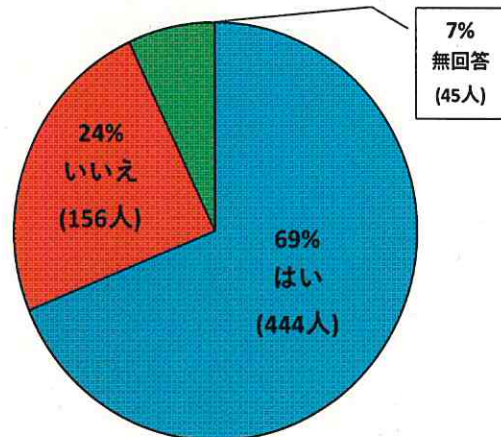
いいえと回答した理由

・ヘルメットを持っていない ・邪魔で荷物になる ・周りに着けている人がいない ・着用義務がない ・学校にヘルメットを置く場所がない ・視界が悪くなるから ・事故に遭ってないから ・必要性を感じない ・自転車にあまり乗らないから ・着ける習慣がない	・紛失 ・高価だから ・学校が近いので使わない ・着けると頭が重く不安定になるから
--	--

Q6. あなたは、自転車同士や自転車と歩行者の事故で加害者側に高額な賠償金の支払い命令が出された事例があることを知っていますか？



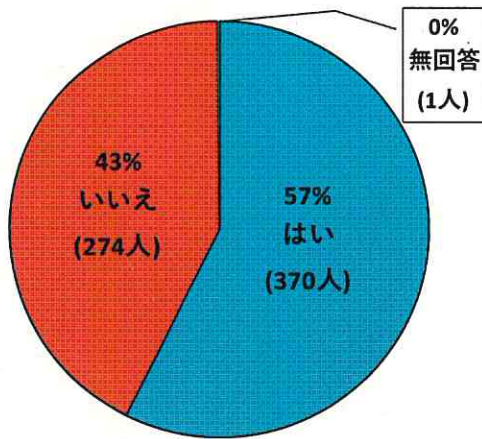
Q7. あなたは、自転車保険に加入していますか？



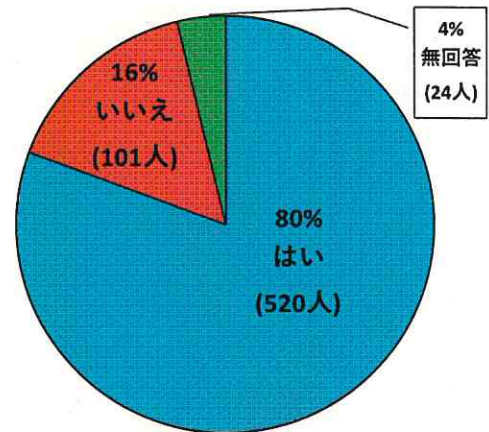
いいえと回答した理由

- ・存在を知らない
- ・いつ加入するのかわからない
- ・自転車を買い替えて、変更していない
- ・申し込みを忘れていた
- ・自転車にあまり乗らないから
- ・お金がかかるから

Q8. あなたは、印西市内の駅前広場等に自転車を放置してはいけない放置禁止区域があることを知っていますか？



Q9. あなたは、自転車の盗難等に備えて、防犯登録を行っていますか？



いいえと回答した理由

- ・存在を知らない
- ・自転車が盗難されたので手続きできてない
- ・登録しているかどうかわからない
- ・自転車にあまり乗らないから
- ・お金がかかるから
- ・盗難の心配をしていない
- ・登録の仕方がわからない

アンケート結果について

- ・「自転車は車両であり、車道を走行しなければならないことを知っていますか？」については、71%が知らないと回答しています。
- ・「自転車に乗る時のルールを守っていますか？」という質問では、車道の左側を走ることについて全体の69%が守っていると回答していますが、他の項目と比べ低い値となっています。
- ・ヘルメットの着用に関する質問については、92%の方が着用しないと答えており、その理由として「ヘルメットを持っていないから」「邪魔で荷物になるから」「着用義務がない」等の理由となっています。
- ・保険の加入や防犯登録に関する質問については69%の方が自転車保険に加入しており80%の方が防犯登録を行っているとは回答しています。
- ・市の条例や自転車の放置禁止区域に関する質問については、条例が28%、放置禁止区域については57%の方が知っていると回答しています。

このような結果を踏まえ、今後、自転車の交通ルールの遵守と自身の安全確保、特にヘルメットの着用促進については、自転車利用者の意識向上に向け、街頭啓発や交通安全教室等、あらゆる施策を講じていく必要があります。

第3章 交通事故の発生状況

1 千葉県の交通事故の推移

千葉県の交通事故発生件数を見てみると、平成25年の21,479件以降は減少傾向になり、平成28年には、18,022件まで減少しました。

負傷者数についても年々減少し続け、平成29年には22,106人となりました。

死者数については、平成28年に一旦、前年度より増加したものの、平成29年には154人と減少に転じました。

表5：千葉県の交通事故発生状況

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
千葉県	発生件数 (件)	21,479	19,705	18,650	18,022	18,030
	死者数 (人)	186	182	180	185	154
	負傷者数 (人)	26,853	24,525	23,262	22,396	22,106

出典：交通白書

図3：千葉県の交通事故発生件数、負傷者数

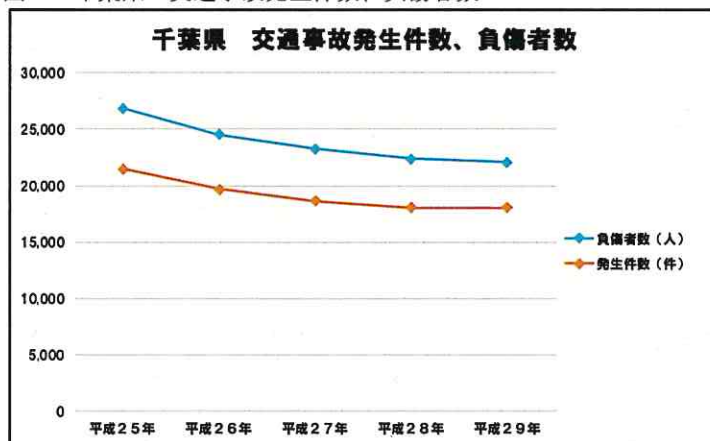
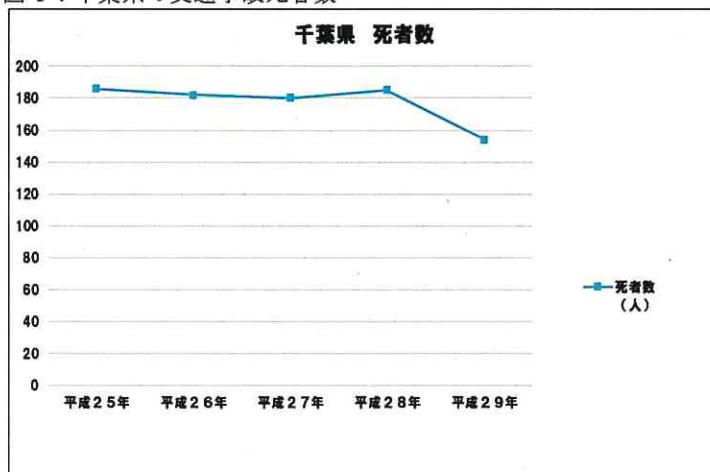


図4：千葉県の交通事故死者数



2 本市の交通事故の推移

本市の交通事故発生件数を見てみると、平成25年以降減少傾向にあるものの横ばい状態が続いています。

負傷者数についても平成25年の337人をピークに、減少傾向にあり平成27年と平成29年の277人が最も低い値となっています。

死者数については、平成26年には死者数0人を達成したものの、平成27年以降は増加傾向にあります。

表6：印西市の交通事故発生状況

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
印西市	発生件数 (件)	262	228	221	227	223
	死者数 (人)	3	0	1	2	3
	負傷者数 (人)	337	294	277	295	277

図5：印西市の交通事故発生件数、負傷者数

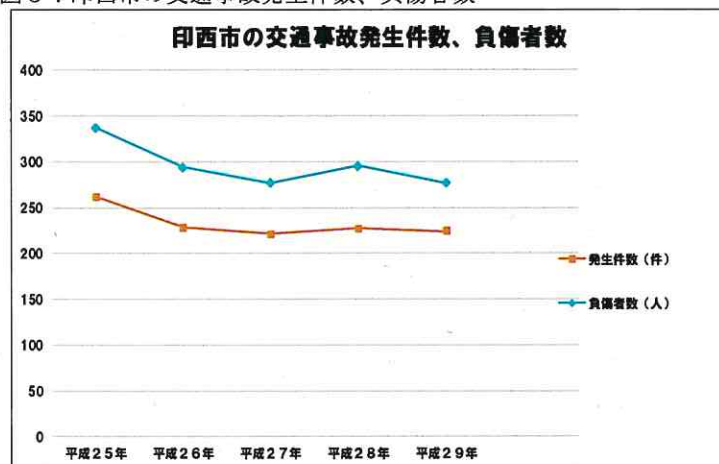
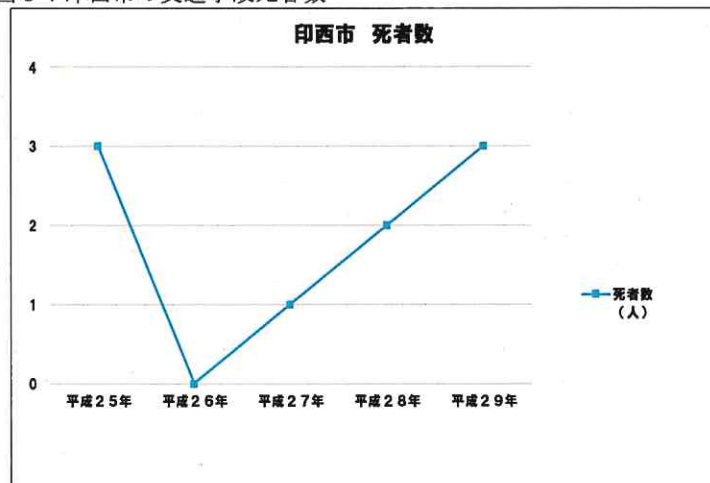


図6：印西市の交通事故死者数



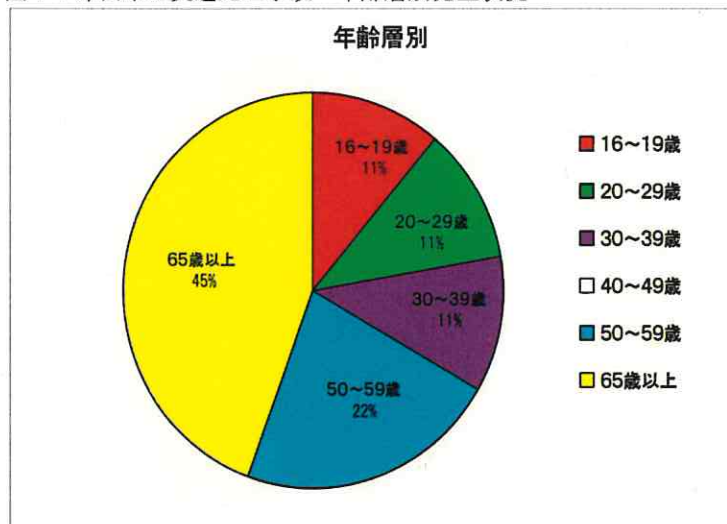
3 本市の交通事故の現状

(1) 交通死亡事故の特徴（平成25～29年）

ア. 年代別発生状況

年代別発生状況を見ると、65歳以上が全体の45%を占めており、高齢者の死亡事故が多く発生しています。

図7：印西市の交通死亡事故 年齢層別発生状況

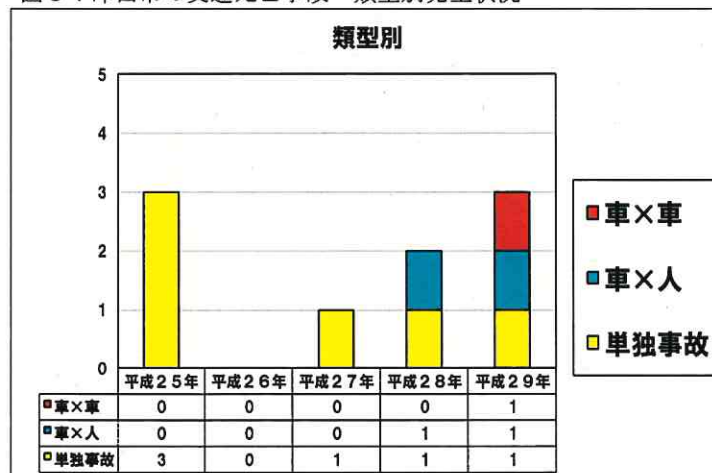


年齢層	16～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	65 歳以上
死者数	1	1	1	0	2	4

イ. 類型別発生状況

類型別発生状況を見ると、「単独事故」の事故が6件と最も多く発生しており、全体の約67%を占めています。

図8：印西市の交通死亡事故 類型別発生状況



(2) 交通人身事故の特徴（平成29年）

ア. 原因者の性別及び年齢層別発生状況

原因者の男女別発生状況を見ると、男性が137件、女性が81件で男性が女性の約1.7倍の割合となっています。

また、年齢層別発生状況を見ると、65歳以上の55人が最も多く、次いで40歳～49歳の44人、50歳～59歳の38人となっています。

表7：印西市の交通事故 原因者の性別及び年齢層別発生状況

年齢層	男性	女性	計
0～12歳	0	0	0
13～15歳	1	0	1
16～19歳	1	2	3
20～29歳	18	10	28
30～39歳	19	16	35
40～49歳	26	18	44
50～59歳	27	11	38
60～64歳	9	5	14
65歳以上	36	19	55
合 計	137	81	(223) 218

※印西市の交通事故原因者の性別及び年齢層別発生状況については原因者が不明のケースが5件あり、それを含めると合計は223件となる。

イ. 類型別発生状況

類型別発生状況を見てみると、「車対車」の事故が135件と最も多く発生しています。

次いで、「車対歩行者」の事故が34件、「車対自転車」の事故が30件「車対二輪車」の事故が18件となっています。

自転車に関連する事故を見ると、「車対自転車」の事故が30件、「二輪車対自転車」の事故が1件、合計31件発生しており、全体の約14%を占めています。

表8：印西市の交通事故 類型別発生状況

類型	車対車	車対二輪車	車対自転車	車対歩行者	二輪車対二輪車	二輪車対自転車	二輪車対歩行者	自転車対自転車	自転車対歩行者	その他単独	合 計
件数	135	18	30	34	0	1	0	0	0	5	223

第4章 前計画目標の検証及び指標の設定

1 前計画目標の検証

前計画の策定にあたり、「自転車交通事故件数の削減」「自転車交通事故による死者数の削減」及び「交通安全教室参加者数の増加」の3項目を成果指標としてきました。

前計画による目標値の達成状況は下記のとおりです。

表9：前計画の検証

指標名	計画時の数値	目標値	実績値	実施した主な施策
自転車交通事故件数の削減	45件	40件以下 (10%以上削減)	平成26年 38件 平成27年 36件 平成28年 43件 平成29年 32件 平均件数 37.25件	- 市のホームページや広報紙、行政回覧等を使った自転車のマナーアップやヘルメット着用促進に向けた周知活動。 - 印西警察署と連携した、自転車マナー向上活動 - 毎月15日の自転車安全の日街頭啓発、 - 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校を対象に交通安全教室を開催。 - 高齢者を対象とした交通安全、防犯教室を開催
自転車交通事故による死者数の削減	0人	0人	平成26年 0人 平成27年 0人 平成28年 0人 平成29年 1人	
交通安全教室参加者数の増加	6,444人	7,089人以上 (10%以上増加)	平成26年度 7,037人 平成27年度 6,822人 平成28年度 7,385人 平成29年度 7,304人 平均人数 7,137人	

検証結果について

・自転車交通事故件数の削減については、計画時の数値から10%以上削減（40件以下）という目標に対し、過去4年の平均件数では37.25件と目標値を達成しています。

・自転車交通事故による死者数の削減については、0人を目標としていましたが平成29年に1人の方が亡くなられているため達成はできませんでした。

・交通安全教室参加者数の増加については計画時の数値から10%以上増加（7,089人以上）という目標に対し、過去4年の平均参加者数は7,137人と目標値を達成しています。

2 指標の設定

第二次印西市自転車安全総合推進計画の策定にあたり、施策に対する成果指標として、「自転車交通事故件数の削減」、「自転車交通事故による死者数の削減」、「交通安全教室参加者数の増加」及び「放置自転車数の削減」の4項目を掲げ、引き続き推進していきます。

① 自転車交通事故件数の削減

前計画の自転車交通事故件数の平成26年から平成29年の平均値である37.25件を基準にし、2019年から2023年までに自転車の交通事故件数を平均で10%以上削減し、5年間の事故件数の平均値が33件以下となることを目標とします。

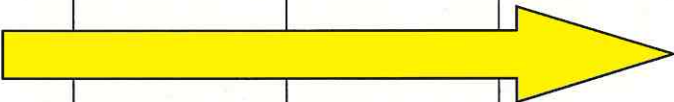
※参考 平成30年11月末現在の市内自転車交通事故件数 44件

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
目標					事故件数を 10%以上削減 (平均33件以下)

② 自転車交通事故による死者数の削減

2019年から2023年までの各年において自転車事故による死者数を0人とすることを目標とします。

※参考 平成30年11月末現在の市内自転車交通事故による死者数 1人

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
目標					自転車事故 死者数0人



街頭啓発の様子

③ 交通安全教室参加者数の増加

前計画の交通安全教室参加者数の平成26年度から平成29年度の平均値である7,137人を基準に交通安全教室参加者数を2019年度から2023年度までの5年間で10%以上増加していくことを目標とします。

※参考 平成30年11月末現在の市内交通安全教室参加者数 6,790人

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
目標					参加者数を 10%以上増加 (7,851人以上)



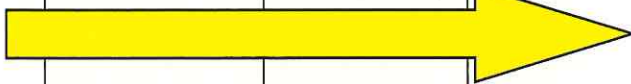
交通安全教室の様子

④ 放置自転車数の削減

平成26年度から平成29年度の撤去された放置自転車数は、772台あり、その平均値は、193台でした。

ここでは、平成27年度から平成29年度に撤去された放置自転車の平均値170台を基準に2019年度から2023年度までに平均10%以上削減し、5年間の平均値が153台以下となることを目標とします。

※参考 平成30年11月末現在の市内放置自転車の撤去台数 69台

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
目標					放置自転車数を 10%以上削減 (153台以下)



放置自転車の様子

第5章 自転車安全・安心利用の促進に関する施策

交通安全教育や交通ルール・マナーの周知徹底による自転車の安全利用に関する意識の啓発、自転車損害賠償保険等への加入、ヘルメット着用の促進、放置自転車対策等について関係機関等と協力して引き続き重点的に進めていきます。

1 自転車安全利用教育の推進

市内全ての幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校及び一般自転車利用者を対象に関係機関等と連携を図りながら交通安全教室を開催し、交通事故防止の推進に引き続き努めます。

(1) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校における交通安全教育

幼稚園、保育園では、保護者にも交通安全教室に参加してもらい、園児には、横断歩道の渡り方や交通ルール・マナーの習得、加えて保護者には、自転車の安全な利用方法や自転車事故の現状等について理解を深めていただき、家庭内でも交通安全の意識を高めてもらうよう努めます。

市内全小中学校に加え、高校では、自転車を利用する上で必要なルールやマナーの講話と自転車点検、安全な乗り方の実技指導を行う交通安全教室を開催し、交通安全の意識向上を図ります。

また、事故を起こした場合の責任の重さ、自転車保険の加入の必要性、事故を起こさないためにはどうしたらよいか等、一步踏み込んだ内容についても言及し、加えて市内中学校においてはスクエアードストレイト事業を開催し、交通安全の意識啓発を行います。

(2) 一般自転車利用者に対する交通安全教育

社会人等の一般の自転車利用者に対しては、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、事故を起こした場合の責任の重さを認識してもらうとともに、被害者にも加害者にもならないよう交通事故防止の意識啓発を行います。

特に、高齢化社会が急速に進む中で高齢者の交通事故が増えており、その対策への取り組みが一層必要となります。

自転車での事故は死亡事故につながりやすいため、市内の高齢者クラブの会合等に出向き、交通安全の講話を行い、反射材の配布、自転車の安全利用や自転車用ヘルメットの着用の重要性等について啓発していきます。

2 交通ルール・マナーの向上及び自転車の整備・点検の啓発

自転車の基本的な交通ルールである「自転車安全利用五則」の遵守やマナーの向上、自転車の定期的な整備・点検の必要性について、今後も交通安全運動期間、毎月15日の「自転車安全の日」や交通安全教室等において、関係機関等と連携しながら啓発を行うとともに、自転車駐車場等でリーフレットの配布、ポスター掲示等を行っていきます。

(1) 自転車安全利用五則の遵守について

自転車に乗る上で守るべきルールの中で特に重要な自転車安全利用五則を遵守することについて啓発していきます。

～自転車安全利用五則～

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

- ・ 飲酒運転の禁止、二人乗りの禁止、並進の禁止
- ・ 夜間はライトを点灯、信号の遵守
- ・ 交差点での一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用

※市条例では全ての自転車乗用者はヘルメットを着用するよう努めることと規定しています。

(2) 自転車の定期的な整備・点検の必要性

自転車を継続して安全に利用していくためには日ごろの整備・点検が欠かせません。

ブレーキは、しっかり効くか、タイヤの空気圧は不足していないか、ハンドルは曲がっていないか、チェーンは外れていないか、反射材はきちんと付いているか、ベルは鳴るか等自ら点検するとともに必要に応じて、自転車業者の点検を受けることが重要であることを啓発していきます。

また、小・中学生に対しては「ぶたはしゃべる」の合言葉を使って自転車の自己点検を行うよう指導します。



3 自転車損害保険等への加入促進

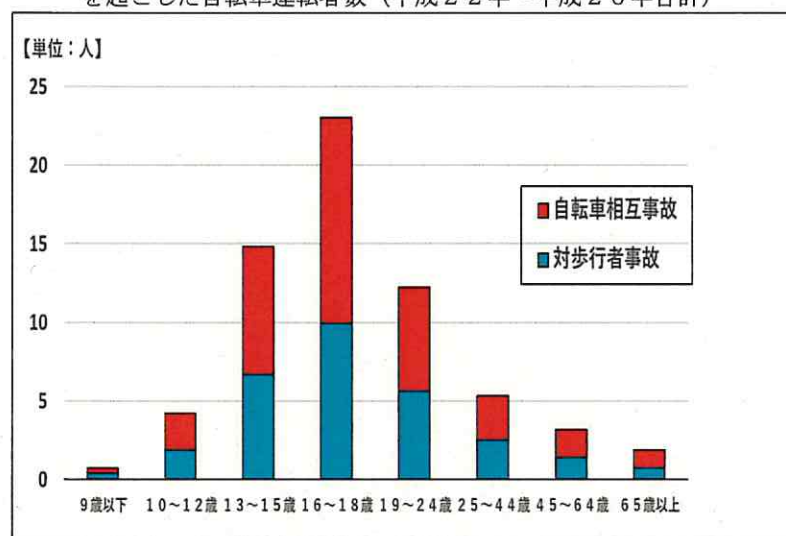
自転車利用者が運転中の事故で歩行者等を負傷させたり、器物を壊したりした場合には、民事上の損害賠償責任を問われます。

特に、下記の図9のグラフを見ると、自転車事故は自転車の利用が多くなる小学校高学年から増え始め、中学、高校と進学するに従い増加しています。

加害事故については、両親や保護者に賠償責任が及び、高額な損害賠償が請求されるケースもあります。

そうした場合に備えるため、自転車損害保険等への加入について市の広報紙・ホームページや交通安全教室等を通じて周知を図るとともに、関係機関等と連携し、加入を促進していきます。

図9：人口10万人当たりの対歩行者事故、自転車相互事故
を起こした自転車運転者数（平成22年～平成26年合計）



出典：イタルダイネフレーション

～高額賠償事例～

判決認容額（※） 9, 521万円

【事故の概要】

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

神戸地方裁判所：2013年7月4日判決

判決認容額（※） 9, 266万円

【事故の概要】

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。

東京地方裁判所：2008年6月5日判決

（※）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典：一般社団法人 日本損害保険協会ホームページ

表 10 : 保険の種類

保険の種類	保険の説明	保険対象のけが・死亡		補償内容等 (例)
		自分	相手	
自転車向け 保険	自転車乗車中の事故に対応する保険。 物損事故に対応するものもある。	○	○	賠償金額 (上限) 3 億円 補償内容 死亡、後遺障害、入院 物損事故 等
傷害保険	日常生活の思いがけない事故による自 身のけが等を対象とした保険。	○	×	本人の死亡 (死亡保険 金 1, 000 万円) 後遺障害入院、手術、 通院に対応
個人賠償責 任保険	日常生活の中で、他人に対してけがを させ、損害賠償責任を負った場合に補 償される保険。 器物の損壊も対象になる。	×	○	賠償金額 (上限) 3 億円 補償内容 死亡、後遺障害、入院 器物損壊 等
T S マーク 付帯保険	自転車安全整備士の点検・整備を受け た自転車に貼られる T S マークに付帯 した保険。 青色 T S マークと赤色 T S マークがあ り、補償内容はそれぞれ異なる。	○	○	青色 T S マーク 賠償金額 (上限) 1, 000 万円 補償内容 死亡、重度後遺障害 入院 赤色 T S マーク 賠償金額 (上限) 1 億円 補償内容 死亡、重度後遺障害 入院、被害者見舞金

※上記の内容については、一例であり、保険会社等により内容が異なることがあります。

4 自転車乗車用ヘルメットの着用促進

本市では、「自転車の安全・安心利用に関する条例」において、自転車に乗車するときにはヘルメットの着用に努めるよう条例に定められています。

平成30年10月に行ったアンケートでは93%の方が自転車乗車時にヘルメットを着用しないと答えています。

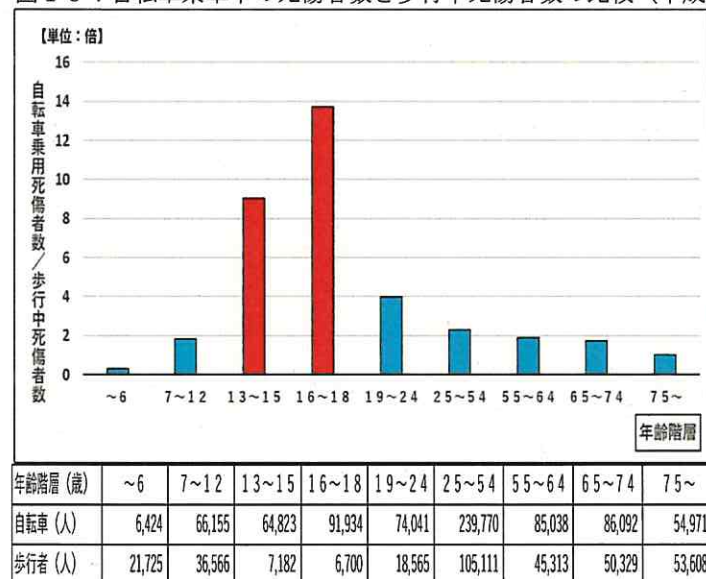
しかしながら、下記の図10の自転車乗車中の死傷者数と歩行中死傷者数の比較では、自転車乗車中に死傷する人の割合が13歳から18歳で歩行中の死傷者の9倍から14倍となっています。

また、図11のヘルメット着用状態別の死者割合を見ると、ヘルメットを正しく着用していれば、その割合は、およそ1/4に低減しています。

そこで自転車通学をする児童生徒については、通学用ヘルメットを貸与し、通学時の安全を図るとともに交通安全教室の中で事故時のヘルメット着用の重要性等について周知していきます。

また、一般の利用者についても街頭啓発や機会を捉えて帽子用ヘルメット等の展示、市のホームページ等で着用促進について周知し、交通安全講話や交通安全運動の際に乗車時のヘルメット着用を促進していきます。

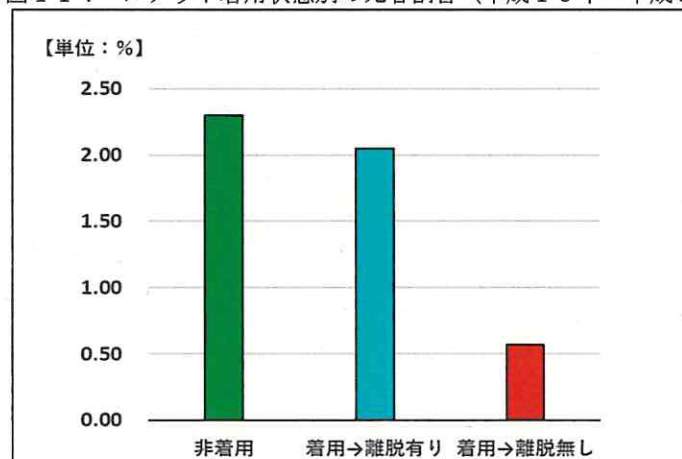
図10：自転車乗車中の死傷者数と歩行中死傷者数の比較（平成19年～平成23年）



出典：イタルダイインフォメーション

(※) 図10は、自転車乗車中の死傷者数を歩行中死傷者数で除し、各年齢階層別にその各倍率を示したものです。

図11：ヘルメット着用状態別の死者割合（平成19年～平成23年）



出典：イタルダイインフォメーション

(※) 図11は、平成19年から平成23年までの5年間に頭部を損傷した自転車乗用者数と同乗者数を基に死者の割合をグラフ化したものです。

5 悪質危険な自転車運転者に対する交通指導に向けた警察との連携の強化

平成27年6月1日の道路交通法の改正により危険運転を繰り返す自転車運転者に安全講習が義務付けられました。

市内においても危険運転や違反をしている自転車利用者に対して、印西警察署による指導取り締まりが強化されているところです。

市としましても引き続き、交通ルールやマナー、自転車安全利用五則の遵守について啓発を行い、自転車利用者の安全意識の向上を図ります。

特に、千葉ニュータウン中央北地区のイオン千葉ニュータウン店周辺の交差点や歩道については、通学児童の増加に伴い、接触事故等の危険性が高まっているため同所を自転車に対する街頭啓発等を重点的に実施する自転車安全安心利用啓発重点地区に設定し、自転車マナーの向上に努めていきます。

6 自転車走行環境の向上

自転車が安全に車道を走行するためには、自転車の走行環境が整備されている必要があります。

市内においても千葉ニュータウン中央北地区の車道に自転車ナビライン設置や自転車歩行者道の色分け等の整備も行われたところです。

今後も自転車が安全に走行できる環境について啓発重点地区等の現場を調査し、より良い環境整備について関係機関等と連携し、検討していきます。

7 放置自転車対策

市内では昨年度160台以上の放置自転車が撤去されました。

(5ページ表4：平成26～平成29年度に撤去された市内の放置自転車数 参照)

今後も放置自転車の減少に向け、特に、駅周辺については、自転車利用者の多い通勤通学時及び買物時間帯における放置自転車の巡視活動を行います。

また、放置自転車クリーンキャンペーンの街頭啓発やポスターの掲示等により自転車駐車場へ駐車するよう促すとともに、自転車等放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、撤去を行い、放置自転車対策の強化を図ります。

資料

目次

資料1 印西市自転車の安全・安心利用に関する条例・・・・・・・・・・ 1

資料2 印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車・・・・・・・・・・ 5
場の附置義務に関する条例

改正

平成28年3月17日条例第10号

印西市自転車の安全・安心利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自然豊かな本市において、環境に優しく、身近な交通手段である自転車の安全かつ安心な利用を促進するため、自転車利用者の運転意識及び自転車損害保険等の加入率の向上並びに自転車を安全かつ快適に利用できる環境の整備及び自転車に起因する事故の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 自転車を運転し、又は所有する者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で自転車の小売又は修理を業とする者をいう。
- (5) 関係団体 交通安全の確立を目的とした活動を行う団体（町内会、自治会その他地域的な共同活動を行う団体を含む。）をいう。
- (6) 学校長 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長をいう。
- (7) 幼児 6歳未満の者をいう。
- (8) 児童 6歳以上13歳未満の者をいう。
- (9) 生徒 13歳以上16歳未満の者をいう。
- (10) 高齢者 65歳以上の者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- (1) 自転車の安全な利用に関する意識の啓発
- (2) 自転車利用者が自転車の安全な利用に関する講習を受けやすい環境の整備
- (3) 自転車の安全な利用に関する市民等への教育
- (4) 自転車利用者による自転車の点検整備の促進
- (5) 自転車損害保険等への加入の勧奨及び継続的な加入の促進
- (6) 警察、事業者及び関係団体が行う自転車の安全な利用に関する活動の支援
- (7) 十分な安全性を有すると認められる乗車用ヘルメットの普及を図るた

めの情報の提供その他の必要な措置

(8) 反射材の普及を図るための情報の提供その他の必要な措置

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、自転車が軽車両であることを自覚し、年齢や体力に応じた安全な利用を心がけ、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りでない。

- (1) 車道通行を原則とし、歩道を通行することが認められる場合は、歩行者の通行を妨げないこと。
- (2) 車道通行の際は、当該車道の左側を通行すること。
- (3) 酒気を帯びて運転しないこと。
- (4) 他の者を乗車させて運転しないこと。
- (5) 他の自転車と並進しないこと。
- (6) 携帯電話、イヤホン（補聴器を除く。）又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。
- (7) 商店街、商業施設等を通行しようとするときは、歩行者の通行を優先し、必要に応じて自転車を押して歩くこと。
- (8) 傘を差す等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転をしないこと。
- (9) 夜間において、無灯火で運転しないこと。
- (10) 信号機の無い交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。
- (11) 自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歩行者及び他の車両に危険を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

2 自転車利用者は、市、警察、事業者及び関係団体が行う自転車の安全な利用に関する事業に協力し、積極的に参加するよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、自らが利用する自転車について安全の確保ができるよう定期的に点検し、必要に応じて整備するよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、自転車に係る事故に伴う補償又は賠償に備えるため、自転車損害保険等に参加するよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自転車の安全な利用の方法及び自転車損害保険等について理解を深め、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動を通じて、自転車利用者に対して自転車の安全な利用、点検整備等について、適切な助言を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市、警察及び関係団体を実施する自転車の安全利用に関する施

策に協力するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、自転車の販売又は修理に当たっては、自転車利用者に対して自転車損害保険等への加入の勧奨に努めなければならない。

(関係団体の責務)

- 第7条 関係団体は、自らの交通安全に関する活動を積極的に行うとともに、市、警察及び事業者が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校長の責務)

- 第8条 学校長は、児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全な利用に関する意識の向上及び自転車損害保険等の周知に努めなければならない。

- 2 学校長は、自転車の安全な利用に関する教育の場の提供その他市又は警察が行う自転車の安全な利用に関する施策への協力に努めなければならない。

- 3 学校長は、児童又は生徒の自転車による通学又は学校行事等への参加を認める場合は、対象となる児童又は生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全な利用に関する指導及び自転車損害保険等の加入の勧奨に努めなければならない。

(乗車用ヘルメット)

- 第9条 自転車を運転する者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

- 2 自転車を運転する者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児又は児童を乗車させるときは、当該幼児又は児童に乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。

- 3 幼児又は児童を保護する責任のある者は、当該幼児又は児童が自転車（小児用の自転車を含む。）に単独で乗車するときには、乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。

- 4 生徒を保護する責任のある者は、当該生徒が自転車に乗車するときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

- 5 高齢者の家族は、当該高齢者が自転車を運転するときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(自転車に係る利用環境の向上)

- 第10条 市は、国、千葉県、市民等、事業者及び関係団体と協働し、自転車に係る利用環境の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(計画の策定)

- 第11条 市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画（以下「自転車安全総合推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 自転車安全総合推進計画には、交通安全教育に関する事項、広報啓発に関する事項、自転車に係る利用環境の向上を図るための整備に関する事項その他の自転車の安全な利用の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

- 3 自転車安全総合推進計画を定めるに当たっては、国、千葉県、関係団体及

び市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、計画を定めた際には遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第12条 市は、自転車の安全な利用の促進と利用環境の向上に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成28年3月17日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例
平成6年12月14日条例第27号

改正

平成8年3月26日条例第5号

平成18年12月15日条例第33号

印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 自転車等の放置防止（第9条—第16条）

第3章 自転車等駐車場の附置義務（第17条—第29条）

第4章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、自転車等の放置防止及び自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の附置義務について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （2） 自転車等 自転車及び原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- （3） 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
- （4） 駅前広場等 駅前広場、道路、公園、緑地その他の公共の用に供する場所をいう。
- （5） 放置 自転車等が駐車を認められた場所以外の駅前広場等に置かれ、かつ、自転車等の利用者等が、当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。
- （6） 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- （7） 店舗面積 施設の床面積のうち、当該施設の用途に応じて規則で定める部分に係るものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐車に係る指導啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等総合的な自転車等の放置防止対策の推進に努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自転車等の駐車秩序に関する意識の向上に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(利用者等の責務)

第5条 利用者は、自転車等を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の所有者は、当該自転車に自己の住所及び氏名を明記し、法第12条第3項の規定による防犯登録を受けなければならない。

(小売業者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車に所有者の住所及び氏名を明記すること並びに法第12条第3項の規定による防犯登録を受けることの勧奨に努めなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第7条 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺において、市が実施する自転車等の放置防止対策のための施策に協力しなければならない。

(施設設置者の責務)

第8条 官公署、学校、図書館その他の公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、学習塾その他の自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため必要な自転車等駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

2 前項に掲げる施設の設置者は、市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 自転車等の放置防止

(放置禁止区域の指定)

第9条 市長は、駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下を防止するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある区域を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による放置禁止区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

(放置禁止区域の変更等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合に準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第11条 利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域から自転車等駐車場その他放置禁止区域外の適切な場所に移動するよう命ずることができる。

- 2 市長は、自転車等の利用者等が前項の規定による措置にもかかわらず、当該自転車等が規則で定める時間を超えて放置されているときは、当該自転車等を撤去し、あらかじめ定めた場所（以下「保管場所」という。）に保管することができる。

（放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置）

第13条 市長は、放置禁止区域外の駅前広場等において自転車等が放置されていることにより、歩行者等の通行障害が生じていると認められるとき、災害時における緊急活動を妨げるおそれがあると認められるとき、その他良好な生活環境を維持するため必要があると認められるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該場所に自転車等を放置しないよう警告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を行ったにもかかわらず、当該場所において規則で定める期間を超えて、なお移動されることなく放置されている自転車等については、当該自転車等を撤去し、保管場所に保管することができる。

（腕章の着用）

第14条 第12条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を撤去する者は、その身分を示す腕章を着用しなければならない。

（保管自転車等の措置）

第15条 市長は、第12条第2項又は第13条第2項の規定により自転車等を保管したときは、法第6条第2項の規定により、その旨を公示しなければならない。この場合において、市長は、規則で定めるところにより、その利用者等に当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、法第6条第3項の規定により、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

- 3 市長は、第1項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第12条第2項又は第13条第2項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、法第6条第4項の規定により、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

（費用の徴収）

第16条 市長は、第12条第2項又は第13条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、法第6条第5項の規定により、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、費用の全部又は一部を減免することができる。

- 2 前項の規定により徴収する費用の額は、次の表のとおりとする。

種別	金額	
自転車	1台につき	2,100円
原動機付自転車	1台につき	4,200円

第3章 自転車等駐車場の附置義務

(指定区域)

第17条 法第5条第4項の規定により条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域とする。

(施設を新築する場合の自転車等駐車場の設置)

第18条 指定区域内において、次の表中(ア)欄の用途に供する施設で、(イ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ウ)欄により算定した規模の自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

(ア)	施設の使用	百貨店、スーパーマーケット	銀行	遊技場	学習塾
(イ)	施設の規模	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積が300平方メートルを超えるもの
(ウ)	自転車等駐車場の規模	新築に係る店舗面積20平方メートルごとに1台（1台に満たない端数は、切り捨てる。）	新築に係る店舗面積25平方メートルごとに1台（1台に満たない端数は、切り捨てる。）	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに1台（1台に満たない端数は、切り捨てる。）	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに1台（1台に満たない端数は、切り捨てる。）

(複合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第19条 前条の表中(ア)欄の2以上の用途に供する施設（以下「複合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、前条の規定を適用する。

(大規模な施設に係る自転車等駐車場の規模)

第20条 店舗面積が5,000平方メートルを超える施設（複合用途施設を除く。）を新築する場合には、第18条の規定にかかわらず、店舗面積が5,000平方メー

トルまでの部分について、同条の表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模に、店舗面積が5,000平方メートルを超える部分について同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模とする。

- 2 複合用途施設で各用途の店舗面積の合計（以下この項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものを新築する場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積とみなして同項の算定方法を用いて算出した規模をもって、前条の自転車等駐車場の規模とする。

（施設を増築する場合の自転車等駐車場の設置）

- 第21条** 次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち、当該施設の敷地について指定区域が定められる前に増築された部分を除く。）をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条例の規定により設置されているとみなすことができる自転車等駐車場の規模を控除した規模の自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

（1） 第18条の表中(ア)欄の用途に供する施設についての同表中(イ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

（2） 複合用途施設となる増築又は複合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築とみなして用途ごとに第18条の表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

（その敷地が指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置）

- 第22条** 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設の全部について第18条から前条までの規定を適用する。

（自転車等駐車場の構造及び設備）

- 第23条** 第18条から第21条までの規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

（自転車等駐車場の設置の届出）

- 第24条** 第18条から第21条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

（自転車等駐車場の管理）

- 第25条** 第18条から第21条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

（立入検査）

第26条 市長は、この章の規定を施行するため、必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第27条 市長は、第18条から第21条、第23条又は第25条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

3 前項の規定による措置命令書の様式は、規則で定める。

(罰則)

第28条 第27条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第24条の規定に違反した者及び第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第4章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定区域（施設の敷地が指定区域の内外にわたるときにあっては、指定区域外の区域を含む。）内において施設の新築又は増築に係る工事に着手している者については、第18条から第21条までの規定は適用しない。

附 則（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の印西市自転車等の放置禁止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例第16条第2項の表は、施行日以後に自転車等を撤去し、保管した場合について適用し、施行日前に自転車等を撤去し、保管した場合は、なお従前の例による。